

ユニット型特別養護老人ホーム古川親水苑 料金表 (2025年4月変更)

第2段階

対象者：合計所得と年金収入の合計が80万円以下の方 (円)

要介護度	サービス 基本単位	1日あたりの 自己負担額	1日あたり の食費	1日あたり の居住費	1日あたりの 合計	1ヶ月合計
要介護1	670	731	390	880	2,001	60,030
要介護2	740	807	390	880	2,077	62,310
要介護3	815	889	390	880	2,159	64,770
要介護4	886	966	390	880	2,236	67,080
要介護5	955	1,041	390	880	2,311	69,330

第3段階①

対象者：合計所得と年金収入の合計が80万円超120万円以下の方 (円)

要介護度	サービス 基本単位	1日あたりの 自己負担額	1日あたり の食費	1日あたり の居住費	1日あたりの 合計	1ヶ月合計
要介護1	670	731	650	1,370	2,751	82,530
要介護2	740	807	650	1,370	2,827	84,810
要介護3	815	889	650	1,370	2,909	87,270
要介護4	886	966	650	1,370	2,986	89,580
要介護5	955	1,041	650	1,370	3,061	91,830

第3段階②

対象者：合計所得と年金収入の合計が120万円超の方 (円)

要介護度	サービス 基本単位	1日あたりの 自己負担額	1日あたり の食費	1日あたり の居住費	1日あたりの 合計	1ヶ月合計
要介護1	670	731	1,360	1,370	3,461	103,830
要介護2	740	807	1,360	1,370	3,537	106,110
要介護3	815	889	1,360	1,370	3,619	108,570
要介護4	886	966	1,360	1,370	3,696	110,880
要介護5	955	1,041	1,360	1,370	3,771	113,130

第4段階

対象者：上記以外の方 (円)

<1割負担>

要介護度	サービス 基本単位	1日あたりの 自己負担額	1日あたり の食費(※)	1日あたり の居住費	1日あたりの 合計	1ヶ月合計
要介護1	670	731	2,200	2,200	5,131	153,930
要介護2	740	807	2,200	2,200	5,207	156,210
要介護3	815	889	2,200	2,200	5,289	158,670
要介護4	886	966	2,200	2,200	5,366	160,980
要介護5	955	1,041	2,200	2,200	5,441	163,230

第4段階

対象者：上記以外の方 (円)

<2割負担>

要介護度	サービス 基本単位	1日あたりの 自己負担額	1日あたり の食費(※)	1日あたり の居住費	1日あたりの 合計	1ヶ月合計
要介護1	670	1,461	2,200	2,200	5,861	175,830
要介護2	740	1,614	2,200	2,200	6,014	180,420
要介護3	815	1,777	2,200	2,200	6,177	185,310
要介護4	886	1,932	2,200	2,200	6,332	189,960
要介護5	955	2,082	2,200	2,200	6,482	194,460

第4段階

対象者：上記以外の方 (円)

<3割負担>

要介護度	サービス 基本単位	1日あたりの 自己負担額	1日あたり の食費(※)	1日あたり の居住費	1日あたりの 合計	1ヶ月合計
要介護1	670	2,191	2,200	2,200	6,591	197,730
要介護2	740	2,420	2,200	2,200	6,820	204,600
要介護3	815	2,665	2,200	2,200	7,065	211,950
要介護4	886	2,898	2,200	2,200	7,298	218,940
要介護5	955	3,123	2,200	2,200	7,523	225,690

(※) 【食費内訳】朝食：700円 / 昼食：800円 / 夕食：700円

主な加算料金等

(●印⇒すべての入居者に対し算定、☆印⇒入居者の状況により算定)

加算項目	1日の単位	1日の 自己負担額			算定要件
		(1割)	(2割)	(3割)	
●日常生活継続支援加算 II	46	51	101	151	前6月間又は前12月間の新規入所者の総数のうち要介護4又は5の占める割合が100分の70以上の場合
●看護体制加算 (I)	4	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置している場合
●夜勤職員配置加算 (II)	18	20	40	59	夜勤を行う職員が最低基準を上回っている場合
☆個別機能訓練加算 (I)	12	13	26	39	個別機能訓練計画の作成がされ、実施している場合
☆個別機能訓練加算 (II)	20/月	22	44	66	上記に加え、厚生労働省に情報を提出している場合
☆個別機能訓練加算 (III)	20/月	22	44	66	口腔衛生管理加算 II 及び栄養マネジメント強化加算を算定し、機能訓練、口腔、栄養の情報を一体的に共有している場合
●ADL維持等加算 (I)	30/月	33	66	99	ADL (日常生活動作) の維持または改善の度合いが基準を満たしている場合
●ADL維持等加算 (II)	60/月	66	131	197	ADL (日常生活動作) の維持または改善の度合いが基準を満たしている場合
●専従常勤医配置加算	25	28	55	82	医師を入居者100名につき1名以上配置している場合
☆退所時栄養情報連携加算	70/月	77	153	229	退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合
☆再入所時栄養連携加算	200/月	218	436	654	医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養ケア計画を作成した場合
●協力医療機関連携加算 (令和7年3月31日までは下段)	50/月 100/月	55 109	109 218	164 327	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合
☆退所時情報提供加算	250/月	273	545	818	医療機関へ情報を提供した場合 (1人につき1回まで)
☆外泊時費用	246	269	537	805	入院・外泊をした場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定 (初日と最終日を除く)
☆初期加算	30	33	66	99	入居から30日間及び30日超えの入院後に再入居した場合の30日間
●栄養マネジメント強化加算	11	12	24	36	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施
☆経口移行加算	28	31	61	92	経管で食事している利用者ごとに経口移行計画を作成し、経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合
☆経口維持加算 (I)	400/月	436	872	1308	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者に対し、共同して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合
☆経口維持加算 (II)	100/月	109	218	327	(I) に加え、観察・会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
☆口腔衛生管理加算 (II)	110/月	120	240	360	歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合
☆療養食加算 (1食につき1回)	6	7	13	20	医師の処方箋に基づき、療養食が提供された場合
☆看取り介護加算 (I)	72	79	157	236	(死亡日以前31日以上45日以下)
	144	157	314	471	(死亡日以前4日以上30日以下)
	680	742	1483	2224	(死亡日前日及び前々日)
	1280	1396	2791	4186	(死亡日)
☆認知症チームケア推進加算 (I)	150/月	164	327	491	認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置していること
☆認知症チームケア推進加算 (II)	120/月	131	262	393	認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置していること
●褥瘡マネジメント加算 (I)	3/月	4	7	10	多職種の共同により褥瘡ケア計画を作成し、継続的に入居者ごとの褥瘡管理を実施した場合
●褥瘡マネジメント加算 (II)	13/月	15	29	43	褥瘡発生リスクが高い入居者について褥瘡の発症がない又は入所時等に認めた褥瘡が治癒した場合
●排せつ支援加算 (I)	10/月	11	22	33	多職種の共同により支援計画を作成し、入居者ごとの自立支援を行った場合
●自立支援促進加算	280/月	306	611	916	入居者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上のため、多職種共同により支援計画を作成し、継続的な管理を行った場合
●科学的介護推進体制加算 (II)	50	55	109	164	入居者の日常生活自立度、口腔・栄養及び認知症等の情報を厚生労働省に提出している場合 (1月につき)
●安全対策体制加算	20	22	44	66	事故発生防止のための体制を備えている場合 (入居初日に限り算定)
●高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10/月	11	22	33	第二種協定指定医療機関等と連携し、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していること
●高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5/月	6	11	17	協力医療機関と連携し、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに適切な対応を行っていること
☆新興感染症等施設療養費	240	262	524	785	新興感染症に感染した場合に入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入居者に対し適切な感染対策を行った上で施設サービスを行った場合 (1月に1回、連続する5日間を限度として算定)
●生産性向上推進体制加算 (II)	10/月	11	22	33	見守り機器等を1つ以上導入し、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていている場合
●介護職員等処遇改善加算 (I)	(令和6年6月1日より)			総単位数に14.0%を乗じた単位数	